汚染廃棄物処理関係ガイドラインについて(本日御説明分)

指定廃棄物の現場保管基準

国が収集・運搬を行うまで、指定廃棄物の発生現場にて施設管理者が保管を行う際に廃棄物を適切に管理するために適用される基準。

- 飛散流出防止(容器又は梱包)、放射線防護、地下水汚染防止
- 空間線量の測定及び記録(受入前後の空間線量率測定) 等

除染廃棄物の現場保管基準

除染廃棄物の発生現場にて土地所有者等が保管を行う際に適用される基準。

- 飛散流出防止、地下水汚染防止
- 空間線量の測定及び記録(受入前後の空間線量率測定) 等

特定一廃/特定産廃中間処理基準

特定一廃/産廃の焼却等(焼却、溶融、熱分解、焼成)において、排ガスからの放射性 物質の拡散を防止するために、廃棄物処理法に上乗せされる処理基準。

• バグフィルター等の排ガス処理設備の設置 等

特定一廃/特定産廃埋立処分基準

特定一廃/産廃の埋立において、放射性物質が飛散・流出し環境保全上支障を生じないようにするために、廃棄物処理法に上乗せされる処理基準。下部等にも土壌層を設置すること等により、溶出した放射性物質の流出を抑制する。

- 層状埋立、中間覆土層、廃棄物層の底部への土壌の使用
- 廃棄物層上部に不透水層の設置(ばいじんを埋め立てる場合) 等

特定一廃/特定産廃維持管理基準

汚染された廃棄物を処理・処分又は汚染された廃棄物を排出する可能性がある廃棄物処理施設を対象に、周辺環境への放射性物質による影響がないことを確認するために、廃棄物処理法に上乗せされる維持管理基準。

- 放射能の測定・記録義務 等
 - 稼働中の施設における空間線量測定
 - 排ガス・排水等の事故由来放射性物質のモニタリング
 - 排ガス・排水等の事故由来放射性物質の濃度限度
- ※ 特定産業廃棄物については、マニフェストの備考欄に「特定産業廃棄物」と記入すること。